

「Cool Work OITA」ロゴマーク使用取扱基準

大 分 労 働 局
令和 7 年 5 月 2 2 日 制 定

（趣 旨）

第 1 条 この基準は、「Cool Work OITA」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）
を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用できる者）

第 2 条 熱中症対策、労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を
目的とする場合に使用する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 大分労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれ
あるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え
又は与えるおそれのあるとき
- (5) その他その使用が著しく不適當であるとき

（違反等に対する取扱い）

第 3 条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この基準に違
反したときは、大分労働局長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以
下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従
わなければならない。

附則

この基準は、令和 7 年 5 月 2 2 日より使用する。